## 第1号様式(第9条関係)

## 条 例 見 直 し 調 書 「作成年度 」 立成 26 年度 」 次回目直 1. 予定 | 平成 31 年度

				作成年度	平成 26	6年度	次回見直	し予定	平成 3	1年度
条	例	名	相模湖、津久井湖	胡、丹沢湖、	寒川滞水	域、社家	尿滞水域、食	反泉滞水	域等のフ	K域に
			おける行為の規制に関する条例							
条	例 番	号	昭和 39 年神奈川県条例第 94 号 法規集 第 11 編第 5 章							
所	管 室	課	県土整備局河川下水道部流域海岸企画課							
条	例の概	要	相模湖等において、ダムや堰(以下「ダム等」という。) の付近の水域での							
			危険の防止を図るため、指定の水域における舟艇の運航等の行為の制限等につ							
	<del>-</del>		いて必要な事項を定めている。							
	視 .	点		検 討	内	容			備	考
検	必要性 現在でも 必要な条 例か。		1 水泳、舟艇の	の運航等の行	「為の制限	について				
			ダム等の上流の水域においては、ダム等の操作により急					)急		
			激な水位の低っ	下が生じ、ま	た、下流	の水域に	こおいては?	ダム		
			等の操作により河水が急流となって流下するため、これら							
			の水域における水泳や舟艇の運航等が危険であることは現							
			在においても変	変わらない。						
			2 立入禁止について							
			ダムや発電施設の放水口付近においては、人の立入りが							
			危険であることは現在も変わらない。							
			上記1及び2により、行為の制限及び立入禁止の措置につ     ・・・・・・・・・・・・・					こつ		
	, , , , , ,		いて定めている							
	有効性 現行の内題が解決できるか。		本条例制定以往				の発生はな		成 25 年	
			危険防止・安全確保の観点から有効である。 						艇の運航の許	
									状況	0.4 <del>(=</del> )
								46	8者(1,20	61 隻)
	効率性	± \	相模湖に所在す	する相模ダ <i>∐</i>	<b>ム</b> 、津久井	湖に所存	生する城山か	ダム		
	現行の内容で効率 的といえるか。		等を管理し、制限区域の実情に精通している公営企業管理者					理者		
討			に行為許可、違反者指導の業務を委任しており、効率的なも   							
			のとなっている。 - 県内の特定の水域における河川利用者の危険の防止を図る							
	基本方針	† 適						.		
	合性   「 <sub>県政の</sub>	基	ことによって公共の安全を保持することを目的としたもので							
	本的な方		あり、県政の基本的な方針と齟齬をきたすものではない。							
	針に適してい									
	か。	ا کو								
		<u> ノ</u>								

	適法性 憲法、法 令 に 抵 触 し な いか。	県内の特定の水域における河川利用 ことによって公共の安全を保持するこ あり、憲法、法令には違反していない					
	その他						
見		上及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等				
上古		L及び運用の以番号の必要はない。 この必要はない。運用の改善等を検討する。	本条例に基づく行為の規制等は必要				
1.		が必要はない。 壁用の以番号を検討する。 対する。 運用の改善等の必要はない。	かつやむを得ないものであり、また、運				
結結		到する。 建用の以番号の必要はない。	用も効率的になされていることから、改				
果	5 廃止を検診		正・廃止及び運用の改善等の必要はない。				